総務部

総務企画委員会

【所管関係資料】

９月８日提出

令和7年第2回定例会（9月議会） 所管事項審査関係資料

令和７年９月８日
総　　務　　部

【所管事項】

行 政 経 営 課	令和６年度内部統制評価報告書について	・・・　３
行 政 経 営 課	第２期あきた公共施設等総合管理計画（骨子案）について	・・・　４
行 政 経 営 課	行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和６年度の評価について	・・・　６
財　　政　　課	令和６年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について	・・・１０

令和６年度内部統制評価報告書について

行政経営課

１　内部統制制度の概要

・内部統制は、事務上のリスクをコントロールし、組織として事務の適正な執行を確保するために行うもの。
・地方自治法の規定により、その実施状況について、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出することとされている。

２　評価結果の概要

区分	規定等の整備面	事務の運用面
全庁的な内部統制	不備なし	透明性・公平性が求められる県発注工事等に関連し、職員が収賄の疑いで逮捕・起訴された事案が複数あった。 ⇒大きな社会的不利益を生じさせたことから、重大な不備に該当
業務レベルの内部統制	不備なし	生活保護の障害者加算の認定変更を失念し、令和４年11月から令和７年２月までの期間において、生活保護費に計215,040円の支給漏れが生じた。 ⇒支給対象者に大きな経済的不利益を生じさせたことから、重大な不備に該当
評価	有効	有効でない

３　監査委員による審査結果

監査委員からは、令和７年９月２日付けで、評価結果は相当である旨の審査意見書が提出された。

４　不備の是正

⑴　職員の倫理保持については、全職員を対象に研修等を実施したほか、令和７年度から役職段階別研修の科目にコンプライアンスを追加した。また、倫理条例の制定などを通じて不祥事の再発防止を徹底していく。
⑵　生活保護費支給事務における障害者加算の認定誤りについては、障害者手帳の写しの提出時や一斉点検時における確認方法を見直すなど、同様事案の再発防止に努めている。
⑶　内部統制の取組開始から５年が経過したことを踏まえ、リスク対応策の見直しを進めていく。

第２期あきた公共施設等総合管理計画（骨子案）について

行政経営課

１．計画の趣旨

- 公共施設等のマネジメントに係る中長期的な基本方針等を示す
- 計画期間：令和８年度～令和17年度（10年間）

＜第１期計画＞　［計画期間］平成28年度～令和７年度(10年間)
［数値目標］公共施設：延べ床面積を６％削減

- 平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（山梨県）等、老朽化に起因する重大事故が発生
- 平成26年４月、総務省から公共施設等の適正管理を目的とした「公共施設等総合管理計画」の策定について要請
- 平成28年４月「あきた公共施設等総合管理計画」を策定

２．現状及び課題

○歯止めがかからない人口減少

・令和32年には約56万人まで減少の見込みであり、人口減少に歯止めがかからない厳しい状況

○厳しい財政状況

・厳しい財政状況の中、今後も公共施設を一律に維持していくことは現実的ではなく、適正な規模や配置の見直しが必要

○公共施設等の老朽化の進行

・高度経済成長期以降に整備された公共施設、インフラ施設の老朽化が進行

○公共施設等の管理に従事する技術職員数の減少

・県職員全体の縮減に伴い、技術職員の数も減少傾向

３．第２期計画の目指す方向性

- 令和６年３月「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」からの提言を受けて、真に必要な公共施設の機能を維持するとともにスリム化・統廃合を検討
- インフラの事故は生活に多大な影響を与えることから、老朽化による重大事故を防ぎ、県民の安全・安心な生活を確保

４．対象施設

県が所有・管理する公共施設等「全て対象※」（公共施設＋インフラ施設）

※ 地方独立行政法人が所有する施設は除く

＜公共施設＞

施設数
約 620 施設
延べ床面積
約 198万 ㎡
（暫定値）

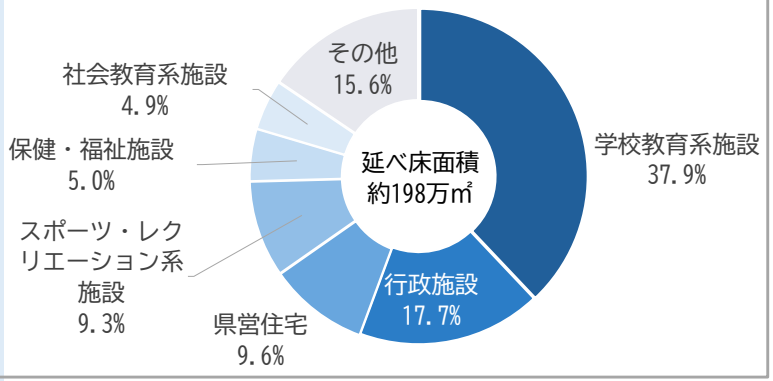

＜インフラ施設＞

分類数
16 分類
（精査中）

（１）道路（２）河川・ダム（３）砂防（４）建設海岸
（５）下水道（６）港湾（７）港湾海岸（８）空港
（９）公園（10）農業水利施設（11）漁港
（12）漁港海岸（13）森林整備施設（14）交通安全施設
（15）電気事業施設（16）工業用水道事業施設

5．第２期計画の基本的な考え方・目標

第２期計画の目指す方向性

真に必要な機能を維持するとともにスリム化・統廃合を検討
老朽化による重大事故を防ぎ、県民の安全・安心な生活を確保

公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方［一部抜粋］

適正な規模や配置の見直し

公共施設等の
今後のあり方を検討

適切な維持管理

点検・健全性診断の実施
修繕・更新・長寿命化対策

民間との連携

PPP/PFI等の
公民連携の取組を推進

国・市町村との連携

国・市町村施設との
一体的なマネジメントを推進

［参考］これまでの取組事例

○各公共施設等における
あり方検討
・社会教育施設
・児童会館
・道路

○子ども・女性・障害者相談
センター
（福祉相談分野の４施設を統合）

○予防保全型管理の導入
（法定点検等を行い、損傷が深刻化する前に対策を実施）

○計画的な修繕・更新
（個別施設計画・長寿命化計画に基づき実施）

○(株)ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡ
（生活排水事業の運営効率化を目的とした官民出資会社の設立）

○新県立体育館
（PFIによる整備・運営事業）

○あきた芸術劇場（ミルハス）
（県・秋田市共同整備事業）

○道路・橋梁の維持管理
（県による市道のパトロール、橋梁や法面の危険箇所の合同点検、交換除雪の実施）

目標

公共施設：延べ床面積の更なる削減（数値精査中）　**インフラ施設：新たに目標を設定**

6．今後のスケジュール

Ｒ７.12月議会
素案の説明
・本文と個別施設の方向性

Ｒ８．１月中
パブリックコメントの実施
・県民意見の反映

Ｒ８．２月議会
最終案の説明
・素案からの修正箇所

Ｒ８．３月末
第２期計画の公表

総企画部
建設振興部
出納事務局

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和６年度の評価について

行政改革の取組方針（令和４～７年度）の令和６年度の評価について

１　令和６年度の評価結果

取組方針に掲げる各取組（全 20 項目）について評価を行った結果、Ａ評価 14 項目（70%）、Ｂ評価４項目（20%）、Ｃ評価１項目（5%）。
※評価対象外１項目

（評価の内訳）

改革の柱・取組項目	項目数	令和6年度評価結果			
		A	B	C	対象外
Ⅰ　県民の利便性の向上と効率的な業務の推進					
1　県民の利便性の向上	6	5	1	0	0
2　効果的・効率的な業務の遂行	6	4	1	1	0
Ⅱ　官民対話の更なる促進					
1　官民による双方向対話の促進	4	2	2	0	0
2　県有施設の整備等に係る公民連携手法の導入推進	4	3	0	0	1
計	20	14	4	1	1
（参考）令和５年度評価結果	20	15	3	2	－

【 評価方法 】各所管課において、取組の実施状況及び目標に対する実績を踏まえ評価を実施

【 評価結果 】Ａ：概ね順調　Ｂ：一部改善の余地あり　Ｃ：要改善

２　外部有識者からの意見聴取

取組の着実な推進を図るため、次の観点から選定した３つの取組について、外部有識者から意見を聴取。

【 選定の観点 】
1　重点的に推進する必要があるもの
2　県民の関心が高いと思われるもの
3　目標達成に向けて改善が必要であるもの（評価が低いもの）

＜各取組に対する主な意見＞

①	Ⅰ－１　押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	評価	B

・　見直しによって利便性が向上した一方で、高齢者などにとって不便になったとの声はないか。人口減少や人手不足の中で電子化は不可欠だが、高齢者をはじめとするデジタルデバイドへ配慮しながら進めていくべき。

②	Ⅰ－２　職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	評価	B

・　周りからみても県職員が国や民間と人事交流をすることの効果を実感している。職員の視野を広げるためにも組織間交流を積極的に推進すべき。

③	Ⅱ－１　広報媒体の特性を生かしたクロスメディアによる情報発信	評価	B

・　情報発信の技術向上だけでなく、県民のニーズを把握し、わかりやすく、興味を持ってもらえるように内容を充実させることが重要。県民の行政参画を促すため「広聴」にも留意すべき。

３　今後の対応

・　ウェブサイト（美の国あきたネット）で評価結果を公表（行政経営課）
・　評価結果や意見、取組の進展等を踏まえ、取組の内容を見直し（各所管課）

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和６年度の評価結果一覧

（参考）

改革の柱	取組項目	取組名 / 取組内容	目標等	策定時の状況	R6実績	最終目標等	担当課	評価結果	R5評価結果
Ⅰ 県民の利便性の向上と効率的な業務の推進	1 県民の利便性の向上	(1) ＤＸ推進等の前提となる各種手続の見直し・簡素化							
		① 押印・書面・対面規制などの申請・審査方法の見直し	書面・対面による手続の見直し割合 （見直し手続数/法令等による存続を除く手続数）	書面：59.6% 対面：54.5%	書面：80.9% 対面：81.0%	書面・対面ともに100%	行政経営課	B	A
		② 県の事務における県税に係る納税証明書の添付省略化等	納税証明書の添付等省略事務の割合 （法律要件等を除く）	－	50%	50%	税務課	A	A
		(2) 手数料等や県税における多様な支払方法の導入							
		① 各種申請手続における手数料等をキャッシュレス納付できる仕組みの構築	キャッシュレス納付が可能な手数料等の割合	1.5%	60%	100%	会計課	A	C
		② 納付方法の拡大による県税のキャッシュレス納付の推進	新たなキャッシュレス手法による納付件数	－	30,124件	31,200件 （自動車税） （個人事業税） （不動産取得税）	税務課	A	A
		(3) 公共施設におけるサービス改善の推進							
		① 指定管理者制度における公募要件の柔軟化等による効果的・効率的な運営の推進	外部モニタリングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	42施設	63施設	行政経営課	A	A
		② 指定管理施設の運営手法に関するサウンディングの実施	サウンディングを実施した指定管理施設数（累計）	0施設	24施設	21施設	行政経営課	A	A
	2 効果的・効率的な業務の遂行	(1) 業務改善の推進							
		① 事務処理マニュアルの改訂による業務の進め方・手法の見直し	新たな事務処理マニュアルによる業務の見直し件数（R4～7年度累計）	－	541件	600件 （１班１見直し）	行政経営課	A	A
		② 事務ミス防止に向けた内部統制機能向上の検討推進	重大不備事案の発生件数 （毎年度０件を目指す）	1件 ※R2年度実績	2件	毎年度0件	行政経営課	C	C
		(2) 多様な行政ニーズに的確に対応するための体制整備							
		① 職員の専門性の向上や幅広い視野を得るための長期的視点に立った人事配置と研修の実施	成長を実感している職員の割合	66.3%	68.5%	75.0%	人事課	B	B
		② 多様な人材が活躍できる職場づくり	職場に「働きやすさ」や「働きがい」を感じている職員の割合	65.2%	73.5%	75.0%	人事課	A	A
		(3) 県・市町村間の協働の推進							
		① 秋田県・市町村協働政策会議等の運営	県・市町村協働政策会議等の開催回数 （R4～7年度累計）	5回	12回	16回	市町村課	A	A
		② 生活排水処理事業における県・市町村連携の推進	生活排水処理施設の流域下水道への接続処理区数（累計）	16処理区 ※R2年度実績	31処理区	29処理区	下水道マネジメント推進課	A	A

「行政改革の取組方針（令和４～７年度）」の令和６年度の評価結果一覧

（参考）

改革の柱	取組項目	取組名 / 取組内容	目標等	策定時の状況	R6実績	最終目標等	担当課	評価結果	R5評価結果
Ⅱ 官民対話の更なる促進	1 官民による双方向対話の促進	(1) 幅広い世代に伝わる広報の推進							
		① 広報媒体の特性を生かしたクロスメディアによる情報発信	県民意識調査における「広報活動の現状評価」※注１	65.1%	61.1%	70.0%	広報広聴課	B	B
		② 利用者の視点によるウェブサイト・ＳＮＳ等の点検・評価	ア 県民意識調査における「県が発信する情報の取得方法」※注２ イ 県が管理・運営するウェブサイトの平均アクセス数	ア 22.5% イ 119,250 ※R2年度実績	ア 24.6% イ 116,469	ア 25.0% イ 127,000	広報広聴課	A	A
		(2) 県民や民間団体等との対話の促進							
		① 施策・事業の推進に向けた関係団体等との情報交換の充実	官民対話の実施回数	38回	451回	160回	行政経営課	A	A
		② 審議会等委員への多様な人材の登用	審議会等における公募委員数	41人	45人	60人	行政経営課	B	B
	2 公民連携手法の導入に係る県有施設の整備等の推進	(1) 公民連携地域プラットフォームによる官民ネットワークの形成							
		① 公民連携手法導入に向けた官民双方の意識の醸成	プラットフォーム参加者のＰＰＰ／ＰＦＩに対する理解の度合い	38.8%	91.8%	80.0%	行政経営課	A	A
		② 施設整備等の構想段階におけるサウンディングの実施支援	サウンディングの実施団体（行政）及びサウンディング参加企業等における満足度	―	100%	80.0%	行政経営課	A	A
		(2) 新規・更新公共施設等への公民連携手法の導入推進							
		① 優先的検討方針に基づくＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入検討の着実な実施	サウンディングの実施施設数（R4～7年度累計）	4施設	15施設	16施設	行政経営課	A	A
		② 新県立体育館の整備に向けた公民連携手法の導入検討	検討の着実な推進（Ｒ５年度中に公民連携手法導入の適否を判断する）	―	―	R5年度中に適否を判断	スポーツ振興課	ー ※注３	A

※注1 「十分行われている」及び「ある程度行われている」の割合

※注2 「県のウェブサイト（「美の国あきたネット」等）」及び「ソーシャルメディア（ブログ、X、フェイスブック、動画サイト等）」の割合

※注3 目標(令和5年度中に公民連携手法導入の適否を判断する)達成済みのため評価対象外

令和６年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について

財政課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		Ｒ６決算	Ｒ５決算	Ｒ６－Ｒ５
健全化判断比率	実質赤字比率	－	－	－
	連結実質赤字比率	－	－	－
	実質公債費比率（※３カ年平均）	１４．３％	１５．３％	▲１．０
	将来負担比率	２３２．９％	２４３．０％	▲１０．１
資金不足比率		－	－	－

※実質公債費比率は３カ年の平均値

Ｒ６決算：14.3％（Ｒ６:14.6%、Ｒ５:14.3%、Ｒ４:14.0%の平均値）

Ｒ５決算：15.3％（Ｒ５:14.3%、Ｒ４:14.0%、Ｒ３:17.8%の平均値）

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	―	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	―	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか６会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた３つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

※地方債の許可基準・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければなりません。